

第二章

第三節 執行委員會

執行委員會は、執行委員長、書記長、及び各部門部長を以て構成し、執行委員の決議の執行並に緊急事項の決議執行を爲す

但し緊急事項の決議執行に對しては執行委員會を承認を要す

第五章 本部役員

本部に左の役員を置く

- 一 執行委員長 一名
- 一 書記長 一名
- 一 會計 一名
- 一 部門部長 若干名

執行委員長は党を代表し党務を總轄す

第六章

第九條

書記長は執行委員長を補佐し、執行委員

長事故ある時は之を代理し、党務を處理す

第十條

會計は黨の會計事務を處理す

第十一條

各部門部長は當該部門の活動を統轄す

第十二條

役員は大會に於て選出し、任期は一ヶ年とす。但し再選を妨げず

第七章 支部

第十三條

支部は執行委員會の承認を経て地理的區劃により、黨員五十名以上を以て組織するものとする

第十四條

支部には左の機關を設置するものとする

- 一 大會
- 二 幹事會

第十五條

支部規約は本部の承認を経るものとする

第十八章

黨費及會計